

いじめ防止基本方針

橿原市立香久山小学校

2025(令和7)年4月

はじめに

本校は、かねてより子ども一人一人の人権を大切に、いじめのない学校を目指して教育活動を進めてきた。さらに、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進していくため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「奈良県いじめ防止基本方針」の改定がなされ、いじめの防止や早期発見・早期対応について、より進んだ考え方が示された。令和4年度に橿原市の基本方針が改定され、それに基づき、本校のいじめ防止基本方針を以下のように改定し、家庭・学校・地域社会・その他関係者と連携し、いじめを「許さない・見逃さない」学校づくりを推進していく。

Ⅰ いじめの防止等のための基本的な事項

(1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

なお、「いじめ事案」とは「いじめ」発生後の対応も含めた一連の事柄とする。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

○いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。

○いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。

いじめの加害児童・被害児童等は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな児童等を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童等全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行うことが必要である。

○「些細な事」と判断せず、いじめを見逃すことのないように留意する。

○特別な支援を必要とする児童等は、いじめられる対象やいじめの側になりやすいので、保護者との連携を密にし、適切な配慮を行う。

○校外で起こる「いじめ」もあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

2 いじめの防止のための施策

(1) いじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【いじめ防止対策推進法 第22条 第1項】

<別紙1>

(2) いじめの防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめの防止等に係る年間計画を別に定める。年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。【いじめ防止対策推進法 第18条 第2項】

<別紙2>

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめの防止に向けて、人権教育及び道徳教育等の充実、保護者への啓発、職員研修の充実等を図る。これには、インターネットモラルを含むものとする。

学校の設置者（市）及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験学習等の充実を図らなければならない。

【いじめ防止対策推進法 第15条】

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を行うものとする。

【いじめ防止対策推進法 第19条】

学校の教育活動全体を通じ、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度などを養うことが必要である。また児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられるような取組も重要である。

全ての児童を、いじめる側にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない・許さない社会をつくるために、地域の教育力を高めることが重要である。

学校は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童が自主的に行うものに対する支援、児童及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

【いじめ防止対策推進法 第22条 第2項】

(2) いじめの早期発見

学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

【いじめ防止対策推進法 第16条 第1項】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われたりすることもあり、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する必要がある。

そこで、大人は子どものささいな変化を見逃さないために、子どもの話を傾聴し、子ども目線で物事を考えること等により、子どもの置かれている状況や心情を理解するように努め、教職員、家庭、地域の相互が連携して子どもを見守ることが重要である。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かを表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童の立場に立って判断することが必要である。

さらに、一見けんかやふざけあいのように見えても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、被害児童の気持ちに寄り添い、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。

そして、いじめられた児童は、いじめを受けた事実を自ら訴えることが心理的に容易ではなく相談しづらい状況にあること、その一方では気づいてほしいという思いがあることに十分配慮しつつ、日頃から児童の心の動きをきめ細かく観察する等、児童理解に努めなければならない。

○学級担任だけでなく全教職員の目を通して、児童の人間関係や心の様子を把握する。

児童とこまめにコミュニケーションを行い、信頼関係づくりを進める。

○「いじめアンケート」や「児童生活アンケート」を実施し、児童の実態を把握する。アンケートを通して、個別面談を実施する。

(3) いじめへの対処

学校は、当該学校に在籍する児童及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（相談体制）を整備するものとする。

【いじめ防止対策推進法 第16条 第3項】

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害児童等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害児童等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

- いじめと認められた場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的に対応する。

いじめ（疑われるものを含む）等の事象が起こった時の対応

- ①当該学年で事実確認
 - ②管理職・生徒指導部長・人権教育部長に報告（初期対応を協議）
 - ③学校いじめ問題対策委員会
 - ④当該学年（児童への聞き取り、保護者への対応）
 - ⑤職員全体への報告
 - ⑥今後の指導について協議
- 被害児童への支援、加害児童への指導

- いじめを行った児童に対しては、その行為について厳正に指導するとともに、いじめを行った背景等を究明し、今後の成長につながるような教育プログラムを実施することが重要である。指導に当たっては、関係する児童に対して慎重かつ丁寧に対応し、児童及び保護者との信頼関係を損なわないよう十分配慮しなければならない。

「いじめ」の中には犯罪行為として取り扱われるべきものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれることもある。これらについては教育的な配慮の下に被害者の意向も考慮しつつ、速やかに警察等と連携して対応することが重要である。

（４）再発防止と心のケア

いじめは再発しやすいことから早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。また、場合によっては関係機関と連携し、心のケアや支援を行う。

４ いじめ防止等に関する取組

いじめ防止等の取組を実効的なものとするためには、児童の主体性を尊重し、児童の思いを大切にしたい取組を推進することが重要である。

また、いじめ事案に適切に対応していくためにも、教職員は豊かな人間性や社会性、教養等とともに人権感覚を有し、相手の思いを真摯に受け止め、自分の思いを適切に伝えるコミュニケーション能力を備えておかなければならない。教職員の指導が児童の心に届くためには、教職員と児童の共感的関係が前提となる。さらに愛情をもって児童との信頼関係を

築き、責任感をもって職務にあたらなければならない。教職員はこれらの素養を備えるべく研鑽を積みながら、教職員一丸となって対応を行うものとする。

いじめ防止等のための取組

①いじめの防止

- ・いじめを生まない土壌づくりのため、児童への取組の前提として教職員間で相談・協力できる風通しの良いぬくもりのある職場環境をつくり、教職員が一致団結して取組を進める。
- ・児童の主体性を尊重した学級経営や教育活動を展開することを通して、児童の居場所づくり、絆づくりを行う。そしていじめを許容しない雰囲気が醸成されるように努める。
- ・児童の人権意識の高揚と自尊感情を高める取組を充実させる。
- ・児童生徒自らがいじめの問題について考え、主体的にいじめの防止に向けて行動を起こせるような取組を進める。
- ・教職員間で学年度の引継ぎや共通理解が効果的にできるよう工夫し取り組む。
- ・授業改善の取組や個に応じた学習支援を推進する。
- ・主体的な学びだけではなく、表現力やコミュニケーション能力を身に付けることを目標としたアクティブ・ラーニングの実践（児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等）に努める。

②いじめの早期発見

- ・日常的に児童生徒との信頼関係を構築し、小さな変化を見逃さないよう留意する。そして、日頃より児童生徒の話を傾聴するなど相談しやすい雰囲気を作っておく。
- ・定期的なアンケート調査や個人面談、人目につかない場所の巡回などによる情報収集を行う。
- ・教職員は、いじめに対する正しい理解をもち、被害児童生徒の線に立つよう努める。そして、いじめを軽々に単なるトラブルであるといった表面的な限定判断をすることなく、正しく認知することが重要である。
- ・教職員の多忙を改善し、教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う環境を整える。
- ・カウンセラーの紹介やいじめの相談窓口があることを教室に掲示するなどして、日常的に児童生徒に知らせておく。
- ・児童生徒の健やかな成長とよりよい学びのためには、平素から学校が家庭や地域と積極的に連携していくことが望まれる。保護者はいじめ事案の解決に極めて重要な教育的役割を担っているが、家庭において社会的な規範意識等を養うためには、学校や地域との連携が重要である。

③いじめへの対処

- ・いじめ事案（疑われるものも含め）を確認した場合、いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な対応を行う。また、解決に向けては教職員一人で抱え込むことなく、速やかに「学校いじめ問題対策委員会」に報告し、被害児童生徒をいじめから徹底して守るとともに、心のケア等の必要な支援を行う。
- ・加害児童生徒については、その行為について厳正に指導するとともに、内面に抱える不安や不満、ストレス等を受け止めるよう心掛け、適切に専門機関につなげる。
- ・当事者の児童生徒の話を十分に聴き取り、児童生徒の気持ちを尊重した対応を心がける。
- ・正確な情報の把握と教職員間の共通理解を徹底する。
- ・いじめは再発しやすいことから、いじめが解消したとみられる場合でも、いじめを受けた児童生徒の自尊感情が著しく低下したり、心的外傷によりPTSD（心的外傷後ストレス障害）傾向を示したりすることが考えられる。そこで、引き続きいじめを受けた児童生徒を十分観察し、場合によっては医療機関や児童相談所等の関係機関とも連携し、心のケアや支援を行う。
- ・児童生徒が情報モラルや情報リテラシーを身に付け、情報に関する問題に適切に対処し、積極的に情報社会に参加しようとする態度を育む教育を推進する。また、保護者にもインターネット上のいじめの現状や危険性、著しい人権侵害につながることにについての啓発に努める。
- ・家庭や地域に学校基本方針の周知徹底を図るとともに、平素から学校と家庭、地域が連携・協力できる、顔の見える関係の構築に取り組む。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態について

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

ニ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

【いじめ防止対策推進法 第28条 第1項・第2項】

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。例えば、下記のケースが想定される。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続しているような場合には上記の目安にかかわらず迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認められるときも含む）、直ちに市教育委員会に報告する。

(3) 調査を行うための組織及び調査の実施

・学校いじめ問題対策委員会を早急に開催する。事案対応は個々の教職員に委ねられることなく、心理、福祉、法律などの専門家の支援も得て、いじめ問題対策委員会を中核として組織的に行う。 ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校がどのような対応をしたかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

そのために、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査を行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

・いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を説明する。情報の提供にあたって、他の児童のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮し、檀原市個人情報保護条例に従い適切に提供する。

(5) 調査結果を踏まえた対応

・加害者に対して個別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させるようにする。加害児童に指導等を行う場合は、その保護者にも協力を求める。

6 公表・点検・評価等について

(1) 公表

策定した「学校いじめ基本方針」は学校のホームページで公開する。

(2) 点検

「学校いじめ基本方針」の実施状況の自己点検を行う。

(3) 評価

・点検の結果を踏まえて「学校いじめ基本方針」の改善に取り組む。必要に応じて修正を行う。

・いじめの有無や件数のみで評価するのではなく、児童に寄り添っていかに解決できたかを評価する。

いじめ対策委員会

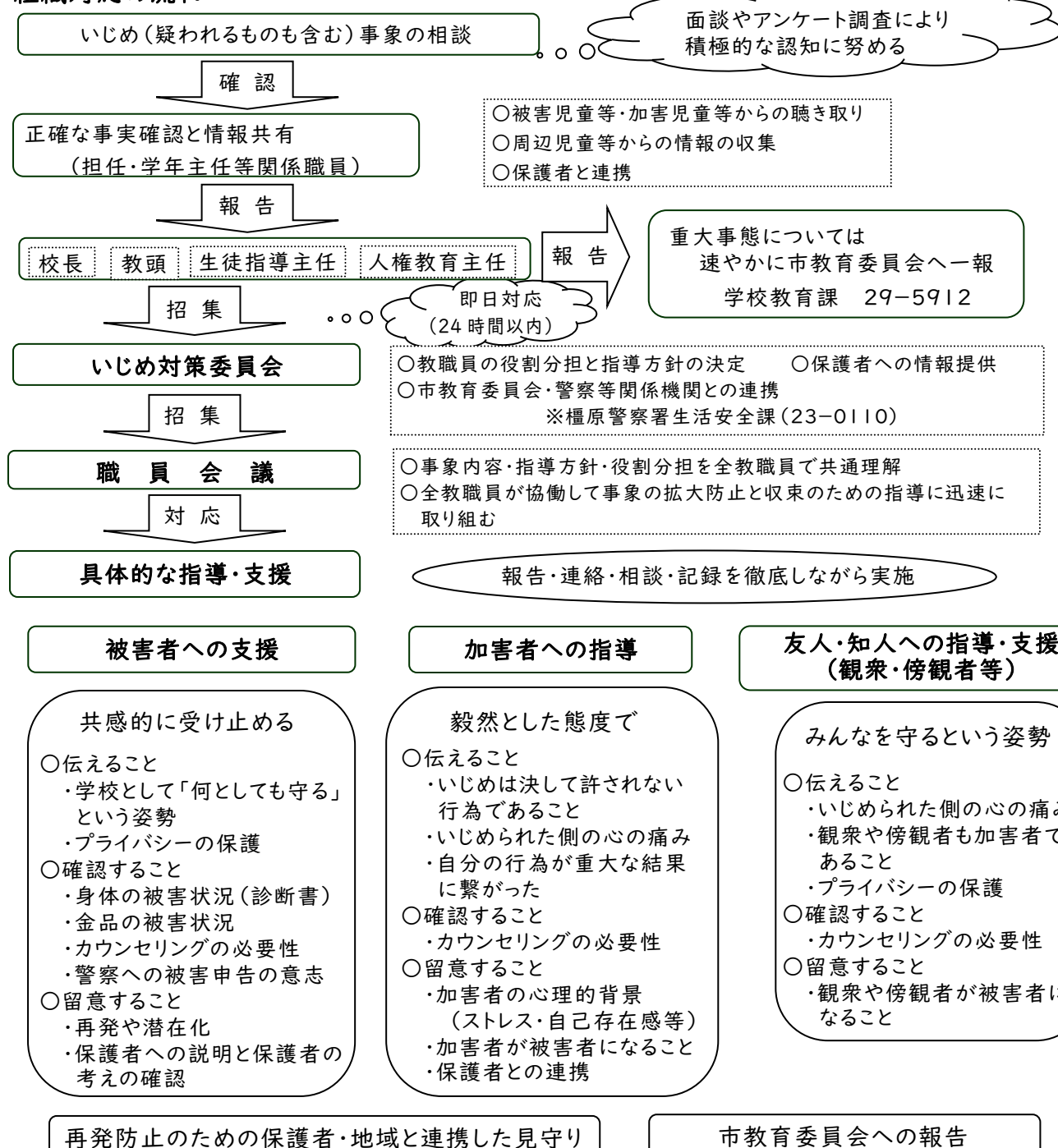
22条

校長・教頭・生徒指導部長・人権教育部長・各学年主任等

※必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールライフサポーターその他外部専門家から適切な支援を得ながら対応する

- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
- 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめの防止等のための対策を行う。

組織対応の流れ



重大事態への対応

- ・速やかに市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する
- ・市教育委員会の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する
- ・マスコミ等の対応は管理職を窓口とする

いじめの防止等に係る年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
		職員研修 (児童理解)	いじめ対策 委員会		人権教育 職員研修	
未然防止	○認め合い支え合う集団づくり ・「居場所づくり」と「絆づくり」 ・自己有用感、自己肯定感を育む授業や学校行事等				運動会に向けて	
早期発見			児童いじめ アンケート①	個人懇談		
児童と教職員のコミュニケーションや問題行動報告等で確認						

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修		いじめ対策委員会 職員研修 (児童理解)			職員研修 (児童理解)	いじめ対策 委員会
未然防止	公開授業	人権 講演会	人権の集い	入学者 説明会	人権作文 発表会	
早期発見	児童いじめ アンケート②	児童・保護者・ 教職員アンケート	個人懇談		児童いじめ アンケート③	
児童と教職員のコミュニケーションや問題行動報告等で確認						

未然防止に向けて

- 認め合い支え合う集団づくり
 - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
 - ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
 - ・児童等の行う自主的ないじめの防止等に関わる活動への支援
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
 - ・人権教育の充実
 - ・道徳教育の充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の推進
 - ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくり等の啓発
- 児童等の様子の把握
 - ・共感的生徒理解
- 保護者・地域・関係機関との連携
 - ・保護者への啓発と情報発信
 - ・地域への情報発信と関係機関との連携

早期発見に向けて

- 情報の収集
 - ・教職員の“気づく力”を高める
 - ※校内職員研修の実施
 - 校外で行われる研修会への参加
 - ・児童、保護者、地域からの情報収集
 - ・休み時間等の校内巡視
 - ・定期的な面談による情報収集
(児童・保護者)
 - ・いじめアンケート調査の定期的な実施
- 相談体制の充実
 - ・いじめ相談窓口の設置(校内)
 - ・いじめ相談窓口の周知(校外)
- 情報の共有
 - ・報告の徹底と、全教職員による情報共有
 - ・要配慮児童等の情報共有
 - ・申し送り事項の確認と徹底
 - ・「個人別生活カード」及び「気づき見守りアプリ」の活用